

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

さつま町

# 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
	〔個人経営体〕	
	〔団体経営体〕	
第 2 の 2	農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	16
	〔個人経営体〕	
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか，農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	21
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	23
第 5	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	24
第 6	その他	35
	別紙 1（第 5 の 1（2）⑥関係）	36
	別紙 2（第 5 の 1（3）関係）	37

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 さつま町は、平成17年3月22日に薩摩町、宮之城町、鶴田町の旧3町が合併し、誕生した町である。

本町は、鹿児島県の北西部・北薩地域の中心部に位置し、町の中央を南九州一の大河である一級河川「川内川」が貫流している。耕地は、川内川とその支流沿いに開けており、水稻を中心に、畜産、園芸、果樹等を組み合わせた複合経営が営まれてきたが、近年、経営の発展を図るため、収益性の高いいちご、トマト、花卉等の施設園芸のほか、さといも、かぼちゃ等を中心とした複合経営やその専作経営も進みつつあり、多様な農業経営が展開されている。

今後は、特にこのような施設園芸等において、高収益性の作目・作型を担い手中心に導入し、産地の拡大を図りながらさつま町の農産物のブランド化と販売体制の確立を目指す。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、複合的な農業発展を目指す。

また、このような農業発展の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本町の農業構造については、昭和40年代の高度経済成長により兼業化が急速に進み、恒常的な勤務体系を基にした兼業農家が増加したが、近年一層の兼業化が進んだことにより土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化している。また、一方で農地の資産的保有傾向が強くなり、兼業農家から担い手志向農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移してきており、農家全体の高齢化が進むことで、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

また、典型的な中山間地域である本町においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が近年増加傾向にあり、一部遊休農地となっている。これを放置すれば担い手の規模拡大計画に支障をきたすばかりでなく、周辺農地の維持管理にも大きな支障を及ぼすおそれがあることから、農業委員会を中心に各関係機関が一体となってその防止と解消に努めることとする。

- 3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり350万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準（概ね5年後から10年後）を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、新規就農者や農業への参入を希望する企業等も含めた意欲ある多様な担い手が農

業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施することにより、第5の1(1)①に規定する地域計画における目標地図の達成に向けた活動を加速させ、本町農業の健全な発展を図る。

まず、本町は、農業協同組合、農業委員会、地域振興局等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、さつま町担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、さつま町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構や農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第2項の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、第5の1(1)①の規定する地域計画における目標地図の達成に向けた活動は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、認定新規就農者の確保・育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度（法第23条第4項に規定する特定農業法人及び特定農業団体を言う。以下同じ。）の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、各地域に設立されている農作業受託組合等の農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、さつま地域農業管理センターと連携を密にして、農作業受委託を促進し意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努め、併せて集約的な経営展開を助長するため、地域振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として発展的な可能性を秘めていることから、オペレーターの育成、農

作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の推進や農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象としたほ場整備事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 本町は、さつま町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、スマート農業機械等の先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び地区単位の研修会の開催等を地域振興局の協力を受けつつ行う。

また、稲作単作からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和4年の新規就農者は3人であり、過去10年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻・畜産の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青

年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、鹿児島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標300人を踏まえ、本町においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち1経営体当たりの年間農業所得140万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地確保については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術習得や経営面についてはさつま町担い手育成総合支援協議会を中心に重点的な指導を行うなど、充実した支援体制のもと地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として，現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ，本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲専作（水稲自作型）	<作付面積等> 普通期水稲 9.0ha 稲WCS 4.0ha 加工用米 2.0ha 冬作イタリアンライグラス 4.0ha <経営面積> 15.0ha	<資本装備> トラクター 2台 乗用田植機（6条） 1台 コンバイン（4条） 1台 ブームスプレイヤー又はドローン 1台 乾燥施設（25石×3台）等一式 <その他> ・晩生種との組合せ，加工用米，稲WCS等による作期幅の拡大 ・高性能機械，大型機械，施設等の共同利用，賃借権設定（近隣農業者，組織）の促進 ・農用地利用改善団体等による農地利用調整及び集団化 ・農地中間管理機事業を活用した農地賃借，集団化，ほ場整備 ・補助従事者：延べ800日・人（主に6月，10月）	・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営分析の実施	・休日制，給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・各種保険制度への加入 ・家族経営協定の締結

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
いちご 専作	<作付面積等> いちご（施設） 0.25ha  <経営面積> 0.25ha	<資本装備> 高設栽培施設    25 a 加温施設          25 a 育苗施設          9 a 予冷库            1 基 収穫調整施設    1 棟  <その他> ・団地化された農用地 ・高設栽培を行い、長期収穫を 目指す。 ・補助従事者  1 人	・パソコンを活用し た複式簿記によ る経営と家計の 分離 ・青色申告の実施 ・経営分析の実施	・休日制，給料制の 導入 ・農繁期における臨 時雇用従事者の 確保 ・各種保険制度への 加入 ・家族経営協定の締 結
トマト 専作	<作付面積等> 促成トマト 0.25ha  <経営面積> 0.25ha	<資本装備> （小型機械化一貫体系） トラクター        1 台 加温施設          25 a 収穫調整施設    1 棟 環境制御設備（循環扇，炭酸ガ ス発生装置等）  <その他> ・団地化された農用地 ・労力分散型作付体系の確立 ・長期収穫を目指す。 ・補助従事者  1 人		



[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
露地野菜複合	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>ごぼう 0.5ha</p> <p>さといも(セバス) 0.7ha</p> <p>春かぼちゃ 0.6ha</p> <p>秋かぼちゃ 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 2.2ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター 2台</p> <p>管理機 1台</p> <p>ごぼう掘取機 1台</p> <p>トンネル資材 一式</p> <p>ごぼう播種機 1台</p> <p>深耕ロータリー 1台</p> <p>マニアスプレッダー 1台</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水良好な条件の良い農地を選定する。</li> <li>・病虫害防除の早期防除に努める。</li> <li>・トンネルの温度管理に気をつける。</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
果樹専 門型	<p>&lt;作付面積等&gt; ブドウ (無核) 0.2ha ナシ 0.3ha &lt;経営面積&gt; ブドウ (無核) 0.2ha ナシ 0.3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 軽トラック, スピードスプレヤー, 乗用モア, 果樹棚, ハウス (一重)  &lt;その他&gt; 品種: ブラックオリンピア (0.1ha), シャインマスカット (0.3ha) 豊水 (0.3ha) 施肥: 牛ふん堆肥, 窒素成分 7 kg (ブドウ), 22kg (ナシ) 防除: スピードスプレヤーによる適期防除 収穫: 8月上旬~9月上旬 (ブドウ) 8月下旬~9月上旬 (ナシ) ・補助従事者 1人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
	<p>&lt;作付面積等&gt; 加温キンカン 0.5ha &lt;経営面積&gt; 加温キンカン 0.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 農機具舎, ビニールハウス (二重), 暖房機, 自動巻き上げ機, 頭上かん水装置, 軽トラック, 動力噴霧機, 管理機  &lt;その他&gt; 品種: 寧波 栽植密度: 3×3m (110本) 施肥: 牛ふん堆肥 2t, 窒素成分 22kg 防除: 動力噴霧機による適期防除~ 灰色かび病, 黒点病, ハダニ等 ビニール被覆期間: 3月下旬~6月下旬 10月下旬~1月下旬 収穫: 12月中旬~2月下旬 ・補助従事者 1人</p>		

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
果樹専門型	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>極早生温州 0.3ha</p> <p>普通温州 1.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>極早生温州 0.3ha</p> <p>普通温州 1.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>軽トラック, 2tトラック スピードスプレーヤー, 乗用モア, 貯蔵倉庫</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>品種: かがしま早生 十万温州 防除: SSによる適期防除 黒点病, ハダニ等 収穫: 10月上旬～1月下旬 ・補助従事者 1人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
茶専業	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>茶 5.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>5.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>製茶工場(60k 4-2-3 1系列) 乗用型茶摘採機, 乗用型防除機, 乗用型中刈機, 運搬車, ダンプトラック, 防霜ファン</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>品種: 早生 20%, 中生 50%, 晩生 30% 施肥: 窒素 49.8kg 堆肥 1ト 防除: 乗用型防除機による適期散布(地域栽培暦に準じる) 収穫: 1番茶～秋冬番茶 (4月) (10月) ・補助従事者 1人</p>		

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
たばこ	<p>&lt;作付面積等&gt; たばこ 2.1ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 2.1ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 1台 AP-1 1台 マルチャー 1台 育苗ハウス 1台 乾燥機 1台 残幹処理機 1台 土壌消毒機 1台 マルチ回収機 1台 &lt;その他&gt; 補助従事者 1人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制，給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
肉用牛 (生産牛)	<p>&lt;作付面積等&gt; 肉用牛(生産牛) 50頭 育成牛 5頭 &lt;経営面積&gt; 飼料畑 20.0ha (実面積 10.0ha)</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター， マニュアルスプレッダー， ディスクモア， ジャイロテッダ， ロールベアラー， ラッピングマシン， ホイロローダー(グラブ付き)， 牛舎，堆肥舎，倉庫(機械・飼料) &lt;その他&gt; ・生産牛の更新は自家育成中心 ・子牛育成率は90%以上 ・せり市出荷は，8～9か月齢で斉一化を図る ・稲ワラ，WCS用稲，飼料作物は耕種農家との供給契約で確保 ・パドック型牛舎，キャトルセンターの活用による省力化 ・飼養管理方法の改善による多頭化</p>		

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉用牛 (和牛肥育)	<p>&lt;作付面積等&gt; 肉用牛 (和牛肥育) 300頭</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター、ホイールローダー、トラック、マニュアルスプレッダー、直下型換気扇、自動給餌機、牛舎、堆肥舎</p> <p>&lt;その他&gt; ・肥育期間 18 ヶ月 去勢・出荷体重 800kg 以上 ・枝肉体重 512kg 以上 雌 ・出荷体重 750kg 以上 ・枝肉体重 480kg 以上 ・補助従事者 1人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制，給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
肉用牛 一貫	<p>&lt;飼養規模&gt; 生産牛 成牛 50頭 育成牛 10頭 肥育牛常時 60頭</p> <p>&lt;経営面積&gt; 飼料畑 8.0ha (実面積 4.0ha)</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター、マニュアルスプレッダー、ディスクモア、ジャイロテッダ、ロールベアラー、ラッピングマシン、ホイールローダー、トラック 直下型換気扇、牛舎、堆肥舎、倉庫（機械・飼料）</p> <p>&lt;その他&gt; ・生産率の80%以上を確保 ・肥育期間 18 ヶ月 ・出荷体重 800kg 以上(去勢) ・枝肉体重 512kg 以上(去勢) ・出荷体重 750kg 以上(雌) ・枝肉体重 480kg 以上(雌) ・補助従事者 1人</p>		

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
酪農専業	<p>&lt;飼養規模&gt;</p> <p>搾乳牛 50 頭</p> <p>育成牛 25 頭</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>飼料畑 18.0ha (実面積 9ha)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター, マニユアスプレッダー, ディスクモア, ジャイロテッダ, コーンハーベスタ, ロールベラー, ラッピングマシン, ホイルローダー, バルククーラー, トラック, パイプラインミルクカー, 直下型換気扇,</p> <p>牛舎, 倉庫 (機械・飼料)</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団地化された農用地</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
養豚一貫	<p>&lt;飼養規模&gt;</p> <p>種雄豚 6 頭</p> <p>種雌豚 60 頭</p> <p>育成豚(雄) 2 頭</p> <p>(雌) 20 頭</p> <p>肥育豚 660 頭</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>0.8ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>ホイルローダー, バキュームカー, 横型換気扇, 自動給餌機, 細霧装置, 豚舎, 堆肥舎, 汚水処理施設</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母豚平均分娩回数=年 2.4 回 / 年以上 (2.3)</li> <li>・総産子数 / 腹 = 12.0 頭以上 (9.5)</li> <li>・哺乳率 (離乳率) = 90.0% 以上 (88.0)</li> <li>・肉豚出荷頭数 / 母豚 = 21 頭以上 (16.0) ※ ( ) は黒豚</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>		

[団体経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
ブロイ ラー専 門	<飼養規模> 1回入数 50,000羽  回転率 年5.20回転 260,000羽  <経営面積> 0.5ha	<資本装備> カーテン・防鳥ネット付鶏舎, 自動給餌機, 細霧措置, 横型換気扇, 堆肥舎, ブルダ―  <その他> ・飼育期間 7週齢 ・出荷育成率 96% ・1坪(3.3㎡)当たり通常50羽 飼育(夏場46羽) ・平飼い方式 ・補助従事者 1人	・経営の法人化 ・パソコンを活用し た複式簿記 ・税理士を活用した 経営管理 ・経営分析による実 態把握と経営改 善 ・青色申告の実施	・休日制, 給料制の 導入 ・農繁期における臨 時雇用従事者の 確保 ・各種保険制度への 加入
採卵鶏	<飼養規模> 採卵鶏 50,000羽  <経営面積> 0.5ha	<資本装備> ウインドレス鶏舎, 集卵室兼貯 卵庫, 堆肥舎, 自動給餌機, 自 動給水機, 自動集卵機, ウインドレス換気装置  <その他> ・ケージ飼育(1ケージ10羽飼・ 6段) ・ヒナ導入日齢 112日齢(成 鶏編入141日) ・19か月飼育 ・補助従事者 2人		

[団体経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
茶専業 荒茶共 同加工	<p>&lt;作付面積等&gt; 茶栽培面積 5.0ha/戸  製茶工場 5戸共同 (茶園25.0ha)</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 製茶工場(180k 4-2-3 1系列 共同利用) 乗用型茶摘採機(共同利用), 乗用型防除機, 乗用型中刈機(共同利用), 運搬車, 防霜ファン, ダンプトラック  &lt;その他&gt; 品種: 早生20%, 中生50%, 晩生 30% 施肥: 窒素49.8kg, 堆肥1ト 防除: 乗用型防除機による適期 散布(地域栽培暦に準じ る) 収穫: 1番茶~秋冬番茶 (4月) (10月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の法人化</li> <li>・パソコンを活用した複式簿記の実施</li> <li>・税理士を活用した経営管理</li> <li>・経営分析による実態把握と経営改善</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の導入</li> <li>・機械の共同利用によるコスト低減</li> <li>・共同組織を活用した就労条件の整備</li> <li>・各種保険制度への加入</li> </ul>



[団体経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
集落営 農型	<p>&lt;作付面積&gt; 普通期水稻 12.0ha 稲WCS 4.0ha 加工用米 4.0ha 農作業受託 2.0ha 露地野菜 (さといも) 1.0ha 冬作イタリアンラ イグラス 4.0ha &lt;経営面積&gt; 21.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (大型機械化一貫体系) トラクター30 ps 2台, 水田ハロー2台 乗用田植機(6条)1台, コンバイン(6条)1台, ブームスプレイヤー1台, ドローン1台 ブロードキャスター1台 マニユアスプレッダー1台 乾燥施設(25石4台)等一式, 露地野菜関連栽培機械一式</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業を活用した農地の集積, 集約, ほ場整備の取組み</li> <li>・加工用米, 稲WCS等による作期幅の拡大</li> <li>・ほ場・農業用施設の管理の徹底(農道, 用排水施設, 暗きよ, 除草)</li> <li>・水田フル活用による輪作品目の生産安定</li> <li>・高性能機械(自動操舵システム等)や大型機械等の導入</li> <li>・スマート農業(ドローン等活用)の実践</li> <li>・鳥獣被害防止対策(防護柵設置等)の広域的な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の法人化</li> <li>・パソコンを活用した複式簿記の実施</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・営農支援ツールの活用による資産管理, 作業管理の効率化</li> <li>・経営分析による実態把握と経営改善</li> <li>・経営基盤強化準備金制度等の活用による自己資本装備(農地, 機械及び施設)の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の導入</li> <li>・各種保険制度への加入(労災加入含む)</li> <li>・農雇用事業等の活用による後継人材の確保及び能力向上</li> <li>・農繁期における臨時的雇用による従事者の確保</li> <li>・営農拠点となる事務所の整備</li> <li>・地域農業活性化に関する話し合い活動への積極的参画</li> </ul>

## 第2の2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として，現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ，本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲専作（水稲自作型）	<作付面積等> 普通期水稲 4.0ha さといも 0.3ha <経営面積> 4.3ha	<資本装備> 個人所有機械 トラクター1台，軽トラック1台，マルチャー1台 共同利用組織（5名）への加入が前提。以下共同播種機，乗用型田植機（4条），動力噴霧機，コンバイン（4条）各1台 乾燥施設（遠赤外線25石）2基 <その他> ・高性能機械，大型機械，施設等の共同利用，賃借（近隣農業者，組織）の促進 ・農用地利用改善団体，農地中間管理機構事業を活用した農地賃借，集団化，ほ場整備	・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営分析の実施	・休日制，給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・各種保険制度への加入 ・家族経営協定の締結

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
いちご 専作	<p>&lt;作付面積等&gt; いちご(施設) 0.15ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.15ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 高設栽培施設 15a 加温施設 15a 育苗施設 6a 予冷库 1基 収穫調整施設 1棟</p> <p>&lt;その他&gt; ・健全育成と植え付け本数の確保に努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
トマト 専作	<p>&lt;作付面積等&gt; トマト KPHハウス 0.15ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.15ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (小型機械化一貫体系) トラクター 1台 加温施設 15a 管理機 1台 収穫調整施設 1棟</p> <p>&lt;その他&gt; ・長期栽培を目指す</p>		
露地野 菜複合	<p>&lt;作付面積等&gt; さといも 0.6ha かぼちゃ 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 1.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 1台 管理機 1台 トンネル資材 一式 ごぼう播種機 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・排水良好な条件の良い農地を選定する ・病虫害防除の早期防除に努める ・トンネルの温度管理に気をつける</p>		

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
果樹専 門型	<p>&lt;作付面積等&gt; ブドウ（無加温） 0.2ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; ブドウ（無加温） .2ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 農機具舎，ビニールハウス（二重）， 果樹棚・かん水装置一式，軽トラック 1台，動力噴霧機1台，管理機1台</p> <p>&lt;その他&gt; 品種：ブラックオリンピア（0.1ha） 栽植密度：4×10m（25本植え） シャインマスカット（0.1ha） 栽植密度：4×10m（25本植え） 施肥：牛ふん堆肥2t 防除：動力噴霧機による適期防除～べ と病，褐斑病，チャノキイロアザミ ウマ等 ビニール被覆期間：3月上旬～6月上 旬 収穫：8月上旬～9月上旬（2年目以 降）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用した複式簿記による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制，給料制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・各種保険制度への加入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
	<p>&lt;作付面積等&gt; 加温キンカン 0.3ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 加温キンカン 0.3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 農機具舎，ビニールハウス（二重）， 暖房機，自動巻き上げ機，頭上かん水 装置，軽トラック，動力噴霧機，管理 機</p> <p>&lt;その他&gt; 品種：寧波 栽植密度：3×3m（110本） 施肥：牛ふん堆肥2t，窒素成分22 kg 防除：動力噴霧機による適期防除～灰 色かび病，黒点病，ハダニ等 ビニール被覆期間：3月下旬～6月下 旬，10月下旬～1月下旬 収穫：12月中旬～2月下旬 ビニールハウス及び暖房機等の資 産：借り入れ 大植物・土地：成園化された樹園地を 借り入れ</p>		

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
果樹専 門	<作付面積等> 普通温州 0.8ha  <経営面積> 普通温州 0.8h	<資本装備> 軽トラック, 2tトラック, 動力噴霧器, 管理機, 作業場, 貯蔵庫  <その他> 品種: 十万温州 防除: 動力噴霧器による適期防 除~黒点病, ハダニ等 収穫: 11月下旬~1月下旬 大植物・土地: 成園化された樹 園地を借り入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用し た複式簿記によ る経営と家計の 分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の 導入</li> <li>・農繁期における臨 時雇用従事者の 確保</li> <li>・各種保険制度への 加入</li> <li>・家族経営協定の締 結</li> </ul>
茶専業	<作付面積等> 茶 2.0ha  <経営面積> 2.0ha	<資本装備> 乗用型茶摘採機, 乗用型防除機, 乗用型中刈機, 運搬車, ダンプ トラック, 防霜ファン  <その他> 品種: 早生 20%, 中生 50%, 晩生 30% 施肥: 窒素 49.8kg 堆肥 1ト 防除: 乗用型防除機による適期 散布 (地域栽培暦に準じる) 収穫: 1番茶~秋冬番茶 (4月) (10月) ・補助従事者 1人		

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の様態等
肉用牛 (生産牛)	<p>〈作付面積等〉 肉用牛(生産牛) 30頭</p> <p>〈経営面積〉 飼料畑 300a (自作地 100 a, 借 地 200a)</p>	<p>〈資本装備〉 パドック牛舎, 堆肥舎, トラッ ク, 軽トラック, トラクター, フロントローダ, カッター, 動噴セット, 送風機</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産牛の更新は, 自家育成中 心</li> <li>・子牛生産率は 85%以上</li> <li>・自給粗飼料は外部委託</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンを活用し た複式簿記によ る経営と家計の 分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制, 給料制の 導入</li> <li>・農繁期における臨 時雇用従事者の 確保</li> <li>・各種保険制度への 加入</li> <li>・家族経営協定の締 結</li> </ul>

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、さつま町担い手育成総合支援協議会において、研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修・交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、さつま町担い手育成総合支援協議会を中心として、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や地域振興局及び町による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、さつま町担い手育成総合支援協議会を中心に、地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

(1) さつま町担い手育成総合支援協議会、県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり，コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、さつま町担い手育成総合支援協議会を中心に、農業委員会及び農業協同組合等と連携して、区域における作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、地域振興局や農業会議等へ情報提供を行う。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、町区域内において後継者がいない場合は、地域振興局及びさつま町担い手育成総合支援協議会等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようさつま町担い手育成総合支援協議会、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。



## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記、第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として次のとおりとするとともに、地域計画における目標地区の達成に向けた取組活動等と連携した農地中間管理事業の推進等により、面的にまとまった形での利用集積の割合が高まるよう努める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
令和12年度 90%	

(注)1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個人経営体、団体経営体及び特定農業団体等の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積のほか自己所有農地等を含む。）面積のシェア目標である。

2 上記数値の目標年次は、県基本方針と同じ令和12年度とする。

### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農地中間管理機構を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに双方の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営へ資するよう、農地の利用集積を促進する。その際、本町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度毎に、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の経営改善計画の目標に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

また、さつま町担い手育成総合支援協議会を中心として、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、第5の1（1）①に規定する地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

更に、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営等地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、保全管理等の取り組みを進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

本町は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等を促進する事業
- ② 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）が行う特例事業（法第7条）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の地域においては、「高生産性農区」を設定し、水稻、飼料作物、園芸、畜産等を中心とした土地利用型農業の規模拡大、作業単位拡大を図るとともに利用権の設定等を促進する事業を重点的に実施し、担い手が集約化して効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に利用権の設定等を促進する事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させることにより、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努めるとともに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度について啓発を行い必要に応じて法人化への指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権の設定等を促進する事業

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### ① 地域計画推進事業

町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

#### ② 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、各関係機関を中心としたさつま町地域計画推進チームを編成し、農業者、町、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、地域振興局、その他の関係者の幅広い参画を図りながら、協議の場を設置する区域ごとに調整し広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に協議事項に

係る問い合わせへの対応を行うための窓口をさつま町担い手育成支援室に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来のあり方

(ウ) (イ)のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

④ その他法4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、さつま町地域計画推進チームを中心に、地域振興局、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(旧基盤法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。))又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者である

こと。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を促進する事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業、法第7条第1号に規定する特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権の設定等を促進する事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

### （3） 利用権の設定等の内容

利用権の設定等を促進する事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（4） 開発を伴う場合の措置

① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（5） 農用地利用集積計画の策定時期

① 本町は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 本町は、（4）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（6） 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等を促進する事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業

の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(5)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(6)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((2)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2及び農地法施行規則第60条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、

生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町長に報告しなければならない。

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(8)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(10) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

本町が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を促進する事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13) 農業委員会への報告

本町は、農地所有適格法人以外の法人等からの農用地の利用状況の報告(農地法第6条の2及び農地法施行規則第60条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(14) 紛争の処理

本町は、利用権の設定等を促進する事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(15) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地

の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (10)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地中間管理事業及び特例事業(以下「農地中間管理事業等」という)の実施の促進に関する事項

(1) 本町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人鹿児島県地域振興公社

との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場



合、耕作放棄地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱農林水産省告示第631号の別記様式1の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであり、また農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の目標達成に資するものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて

農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改

善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人鹿児島県地域振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、さつま町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

##### (1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

##### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、受委託の調整に努めるとと

もに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田や畑の大区画化や水田の汎用化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、共生・協働の農村づくり運動の展開のもと、地域における話し合い活動による合意形成を基本に農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を中心とした望ましい経営の育成を図ることとする。特に虎居一ツ木地区の農事組合法人ひとつきが行っているようなブロックローテーションによる集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本町は、農村環境及び生産基盤の整備を推進し、快適で住み良い農村を形成するため生活環境の改善と自然環境の維持保全に努めるとともに農業生産体制の強化と利便性の向上を図るため農道等の整備を促進し、地域農業の担い手確保に努める。

オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたり、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

##### (2) 推進体制等

###### ① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへ

の農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会，農業協同組合，土地改良区は，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，さつま町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし，本町は，このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか，農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については，別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は，令和5年9月30日から施行する。

附 則

- 2 基本構想第5の農用地利用集積計画は，地域計画が作成するまでの間は，従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め，及び公告することができる。

別紙1（第5の1の（2）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、令和4年5月27日法律第56号が施行される前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤法」という）に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法附則（平成23年5月2日法律第35条）の第3条に記載されている地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第2号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人、一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧基盤法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（3）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年以上10年以内（農業年制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上10年以内とすることが相当でない認められる場合には、3年以上10年以内と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等を促進する事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等を促進する事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等を促進する事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきさつま町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。



#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>